

総合確保方針に盛り込むべき事項について ～ご議論いただきたい主な論点（たたき台）～

I 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向

① 意義、基本的方向

- 医療と介護の総合的な確保の意義や改革の基本方向として、どのような視点を盛り込むべきか。

(例)

- ・ 医療や介護を受ける国民の立場から見て、急性期医療から、回復期、慢性期、さらに在宅医療・介護まで、一連のサービスが切れ目なく提供される体制の整備
 - ・ 地域において、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築
 - ・ 都道府県や市町村が、地域の実情に応じ、創意工夫を発揮できる仕組み
 - ・ 値値観が多様化する中で、個人の尊厳・意思を重視したサービス提供が行われる環境づくり
 - ・ 医療や介護サービスの提供体制を支える医療保険・介護保険制度の持続可能性を高める仕組み
 - ・ 医療・介護従事者間の多職種連携
- など

② 国、都道府県、市町村等の役割

- 医療と介護の総合的な確保に際して、国、都道府県、市町村が果たすべき役割について、どのように考えるか。

(例)

【国の役割】

- ・ 医療計画基本方針（医療法第30条の3第1項）及び介護保険事業計画基本指針（介護保険法第116条第1項）を策定し、都道府県及び市町村を支援
- ・ 診療報酬・介護報酬及び基金による医療機能の分化や在宅サービスを中心とした医療・介護サービスの充実強化、医療と介護の連携の促進の支援
- ・ 都道府県や市町村が医療・介護のデータ分析を行うための基盤の整備や先進的な自治体の取組事例の把握・分析等を実施

【都道府県の役割】

- ・ 地域医療構想に基づく医療機能の分化・連携の推進、効率的な医療提供体制の確保
- ・ 広域的に提供されるべき施設サービス等の介護サービスの確保
- ・ 医療及び介護のための人材の養成・確保
- ・ 基金を活用し、医療及び介護の総合的な確保のための事業を実施
- ・ 医療・介護の資源・連携に関する情報等の収集・実態把握

【市町村の役割】

- ・ 地域包括ケアシステムの構築の主体として地域支援事業等の実施も通じて医療及び介護の総合的な確保を実現
- ・ 医療・介護の資源・連携に関する情報等の収集・実態把握

など

- 医療・介護サービス提供者や地域住民の役割をどのように考えるか。

II 「医療計画基本方針」及び「介護保険事業計画基本指針」の基本となるべき事項、「医療計画」及び「介護保険事業支援計画」の整合性の確保に関する事項

- 都道府県が「医療計画」と「介護保険事業支援計画」を一体的かつ整合的に策定できるようにするため、国としてどのような基本方針を示すべきか。

(例)

- ・ 両計画の策定サイクルが一致する平成 30 年度を見据え、以下のような事項について整合性を図ることとしてはどうか。

両計画の区域の一致

人口推計等の基礎データ及びサービスの必要量等の整合的な推計

など

- ・ 上記の整合性が図られるまでの間においても、それぞれの計画において、医療・介護の連携に配慮した項目を盛り込むこととしてはどうか。その際の具体的な例としてどのようなことが考えられるか。

在宅医療と介護の連携

在宅医療における病院と診療所の連携

病床の機能分化と退院患者等の受け入れ基盤の整備

認知症施策の推進

医療・介護従事者の養成・確保

など

III 総合確保促進法に規定する「都道府県計画」及び「市町村計画」の策定・整合性の確保に関する基本的な事項

- 総合確保方針に基づき、都道府県や市町村が策定する計画について、どのような事項を盛り込むべきか。

(例)

【基本的な事項】

- ・ 医療と介護の総合確保を図るべき区域の設定
- ・ 医療と介護の総合確保にかかる目標
- ・ 事後評価の方法
- ・ 計画策定に当たって意見を聴取する関係者の範囲等

【基金に関する具体的な事項】

- ・ 事業の内容及び経費 など
- 区域の設定、目標等に関しては中期的なものとしつつ、事業の内容及び経費等に関しては、年度ごとの内容を盛り込む必要があることを踏まえ、計画期間、事後評価の間隔について、どのように考えるか。

IV 新たな財政支援制度（基金）に関する基本的な事項

- 総合確保促進法に基づき創設される新たな財政支援制度（基金）について、国が示すべき基本方針としてどのようなことが考えられるか。

(例)

- ・ 基金の活用において、関係者の意見が反映される仕組みの構築と透明性の確保
- ・ 事業主体間（公民）の公平性の確保
- ・ 配分に当たっての基本的な考え方（都道府県計画、市町村計画の位置づけなど）
- ・ 基金を活用する都道府県事業の範囲
 - 地域医療構想の達成に向けた医療施設等の整備
 - 在宅医療の基盤整備
 - 介護サービスの基盤整備
 - 医療・介護従事者の確保 など

※ 平成 26 年度は医療を対象。地域医療構想策定前は、回復期病床への転換などの病床の機能分化・連携に特に資する事業等を重点的に支援。平成 27 年度以降は介護を含めた事業を対象。

- 基金事業と報酬（診療報酬・介護報酬）との基本的な関係について、どのように考えるか。
- PDCA サイクルに基づく配分を行う観点から、基金事業の進捗状況の管理や検証の頻度・方法についてどのように考えるか。また、各都道府県への配分に当たって、地域医療構想等に基づく医療介護の提供体制への取り組みの評価をどのように反映させるか。

V その他

(例)

- ・ 地方自治体における政策立案能力を有する人材の継続的育成